

# 個人タクシー法令試験データベース（体系順）

（関東運輸局 東京都特別区武三交通圏・平成 17 年 3 月～平成 29 年 11 月の本試験を網羅）

（2018/02/03）

## 目次

● <u>道路運送法</u> （+道路運送法施行規則）	1
○一般乗用旅客自動車運送事業の <u>運賃及び料金</u> に関する <u>制度</u> について	13
○一般乗用旅客自動車運送事業の <u>運賃料金</u> の認可の <u>処理方針</u> について	14
○一般乗用旅客自動車 <u>標準運送約款</u>	15
○自動車 <u>事故報告規則</u>	16
○一般乗用旅客自動車運送事業の許可 <u>期限</u> の <u>更新等</u> の <u>取扱い</u> について	17
○旅客自動車運送 <u>事業等報告規則</u>	19
●旅客自動車運送事業 <u>運輸規則</u>	20
● <u>タクシー業務適正化特別措置法</u> （+タクシー業務適正化特別措置法施行規則）	27
○ <u>表示通達</u>	31
●道路運送 <u>車両法</u>	31
○ <u>自動車点検基準</u>	34
○道路運送車両の <u>保安基準</u>	34

問題No.	問題文	根拠条文等	論点その他	解答
	<b>道路運送法</b>			
2711_15	道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。	道運1	道路運送法の目的・サービスの円滑かつ確実な提供の促進	○
2605_14	道路運送法の目的には、輸送の安全を確保し、道路運送事業者の利益を保護することが定められています。	道運1	道路運送法の目的・事業者の利益	×
2311_03	道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。	道運1	道路運送法の目的・事業者の利益	×
1807_16	道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれています。	道運1	道路運送法の目的・道路運送の利用者の利益	○
2807_09	道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。	道運1	道路運送法の目的・道路運送の利用者の利益	○
2011_08	道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。	道運1	道路運送法の目的・公共の福祉	○
2411_30	道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。	道運2Ⅱ	自動車運送事業の意義	○
2903_08	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義	○
1711_19	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義	×
2007_06	道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義	○
2611_35	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義・貨物	○
CA_0001	道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義・貨物	×
2911_09	他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義・無償	×
2703_10	他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義・無償	○
2803_10	道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。	道運2Ⅲ	旅客自動車運送事業の意義・種類	○
2505_03	道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。	道運3	旅客自動車運送事業の意義・種類	○
CA_0002	道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。	道運3	旅客自動車運送事業の意義・種類	×
2807_18	道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。	道運3	一般旅客自動車運送事業の意義・種類	×
1907_02	道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3つの旅客自動車運送事業を、一般旅客自動車運送事業と規定しています。	道運3Ⅰ	一般旅客自動車運送事業の意義・種類	○
2811_04	道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。	道運3Ⅰ	一般旅客自動車運送事業の意義・種類	○
CA_0003	道路運送法の一般旅客自動車運送事業には、いわゆる路線バス事業や観光バス事業やタクシー事業があります。	道運3Ⅰ	一般旅客自動車運送事業の意義・種類	○
2803_04	道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。	道運3Ⅰ	一般乗用旅客自動車運送事業の意義	×

問題No.	問題文	根拠条文等	論点その他	解答
CA_0004	道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以下の自動車を出賃して旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。	道運3 I	一般乗用旅客自動車運送事業の意義	×
CA_0005	道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。	道運3 I	一般乗用旅客自動車運送事業の意義	×
2907_06	道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を出賃して旅客を運送する事業をいいます。	道運3 I	一般乗用旅客自動車運送事業の意義	○
2911_12	道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車一般乗用旅客自動車運送事業を営むことはできません。	道運3 I	一般乗用旅客自動車運送事業の意義	○
1707_09	道路運送法では、一個の契約により乗車定員11人以下の自動車を出賃して旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。	道運3 I、道運規3の2	一般乗用旅客自動車運送事業の意義・定員	×
1711_08	道路運送法の規定により、乗車定員11人の自動車一般乗用旅客自動車運送事業を営むことはできません。	道運3 I、道運規3の2	一般乗用旅客自動車運送事業の意義・定員	○
CA_0006	個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当します。	道運3 I	一般旅客自動車運送事業の種類・個人タクシー事業	×
CA_0007	個人タクシー事業は、道路運送法の「一般貸切旅客自動車運送事業」に該当します。	道運3 I	一般旅客自動車運送事業の種類・個人タクシー事業	×
CA_0008	個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当します。	道運3 I	一般旅客自動車運送事業の種類・個人タクシー事業	○
CA_0009	個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。	道運3 I	一般旅客自動車運送事業の種類・個人タクシー事業	×
CA_0010	個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。	道運4	一般旅客自動車運送事業の種別ごとの許可	○
CA_0011	個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。	道運4	一般旅客自動車運送事業の種別ごとの許可	×
CA_0012	個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている特定旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。	道運4	一般旅客自動車運送事業の種別ごとの許可	×
2007_01	個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。	道運5	許可申請・道運令1条1項1号による権限の委任	○
2505_19	道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ①	事業計画・営業区域、自動車車庫の位置及び収容能力	×
2111_13	一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ①	事業計画・営業区域、営業所等	○
CA_0013	主たる事務所及び営業所の名称及び位置は、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の一部に含まれています。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ②	事業計画・主たる事務所及び営業所の名称及び位置	○
CA_0014	道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ②	事業計画・主たる事務所及び営業所の名称及び位置	○
CA_0015	道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することになっています。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ④	事業計画・自動車車庫の位置及び収容能力	○
CA_0016	道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することにはなっていません。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ④	事業計画・自動車車庫の位置及び収容能力	×
2911_05	一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ	事業計画・運賃及び料金の収受の要否	×
2407_34	運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。	道運5 I ③、道運規4Ⅳ	事業計画・運賃及び料金の収受の要否	×

問題No.	問題文	根拠条文等	論点その他	解答
2311_05	運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。	道運5 I ③、道運施 規4Ⅶ	事業計画・運賃及び料 金の収受の要否	○
2803_17	一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。	道運5 I ③、道運施 規4Ⅶ	事業計画・過労の防止 の要否	×
CA_0017	道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっていません。	道運5 I ③、道運施 規4Ⅶ	事業計画・事業用自動 車の長さ、幅、高さの 要否	○
CA_0018	道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっていません。	道運5 I ③、道運施 規4Ⅶ	事業計画・事業用自動 車の長さ、幅、高さの 要否	×
2811_01	一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。	道運5 I ③、道運施 規4Ⅶ	事業計画・事故の場合 の処置の要否	×
2911_35	道路運送法第5条第1項第3号の営業区域は、輸送の安全、事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。	道運5 I ③、道運施 規5	営業区域の勘案事項・ 旅客の利便	×
2811_14	一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。	道運5 I ③、道運施 規5	営業区域の設定者	×
2807_22	一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。	道運5 I ③、道運施 規5	営業区域の設定者	○
CA_0019	個人タクシー事業者の新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たり、資金計画において、保険料は自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）並びに対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に係る保険料の年額が必要である。	道運5Ⅱ、道運施規 6 I ④、賠償基準	許可及び譲渡譲受認可 申請事案の審査基準に ついて・資金計画・保 険料（平成17年国交省 告示503号）	○
2605_31	一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。	道運5Ⅱ、道運施規 6Ⅱ	乗務員の休憩、仮眠又 は睡眠のための施設の 概要を記載した書面の 添付の省略	×
CA_0020	道路運送法第4条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合には、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することができます。	道運5Ⅱ、道運施規 6Ⅱ	乗務員の休憩、仮眠又 は睡眠のための施設の 概要を記載した書面の 添付の省略	○
2411_16	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。	道運7①	欠格事由	×
CA_0021	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。	道運7①	欠格事由	×
2907_17	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。	道運7①	欠格事由	×
2605_07	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[改]	道運7①	欠格事由（「2年」→ 「5年」に修正）	×
CA_0022	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[改]	道運7①	欠格事由（「2年」→ 「5年」に修正）	×
2505_01	1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。[改]	道運7①	欠格事由（「2年」→ 「5年」に修正）	○
1811_12	[改正前]緊急調整地域として指定を受けた営業区域では、新たに個人タクシー事業の許可を受けることはできません。	道運8	緊急調整区域での事業 の許可（改正により削 除）	○
2407_01	[改正前]事業を休止中の個人タクシー事業者が事業を再開しようとするときに、当該事業者の営業区域が緊急調整地域に指定されている場合であっても事業を再開することができます。	道運8	緊急調整区域での事業 の再開（改正により削 除）	○

問題No.	問題文	根拠条文等	論点その他	解答
2505_17	個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。	道運9の3 I	旅客の運賃及び料金の定め認可	○
2903_23	道路運送法には、事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、遅滞なく、届け出なければならないことが規定されています。	道運9の3 I	旅客の運賃及び料金の定め認可	×
2707_34	個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。	道運9の3 I	旅客の運賃及び料金の定め認可	×
1803_33	道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。	道運9の3 I	運賃及び料金の変更認可申請の可否・個タク	×
2703_20	タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。	道運9の3 I	運賃及び料金の変更認可申請の要否・メーター器を変更する場合	×
2911_17	タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。	道運9の3 I	運賃及び料金の変更認可申請の要否・メーター器を変更する場合	○
2211_25	個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可を申請しようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載する必要はありません。	道運9の3 I、道運規10の3 I ④	運賃及び料金の設定の認可申請・設定を必要とする理由	○
2505_09	個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。	道運9の3 I、道運規10の3 I ④	運賃及び料金の設定の認可申請・設定を必要とする理由	×
2711_27	事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。	道運9の3 I、道運規10の3 I ④	運賃及び料金の変更の認可申請・変更を必要とする理由	○
2803_08	事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。	道運9の3 I、道運規10の3 I ④	運賃及び料金の変更の認可申請・変更を必要とする理由	×
2403_06	事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。	道運9の3 I、道運規10の3 I	運賃及び料金の設定の認可申請・運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項	×
CA_0024	地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書の添付を省略することができます。	道運9の3 I、道運規10の3 III	自動認可運賃・原価計算書の添付の省略	○
2903_11	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金に限られています。	道運9の3 I、道運規10の4 I	軽微運賃（時間指定配車料金・車両指定配車料金）	×
2807_04	一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。	道運9の3 I、道運規10の4 I	軽微運賃（時間指定配車料金・車両指定配車料金）	○
CA_0025	一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の認可基準には、他の一般旅客自動車運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなる恐れがないものであることなどがあります。	道運9の3 II ③	運賃及び料金の認可基準	○
2803_01	一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。	道運9の3 III	軽微運賃の設定・変更の届出	×
CA_0026	道路運送法の規定により、タクシー事業者が運賃改定に係る申請を行いました。この場合当該事業用自動車の車内にその旨を掲示する必要はありません。	道運9の3	運賃改定に係る申請の掲示の要否	○
1711_29	一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。	道運10	運賃及び料金の割り戻しの禁止	○
CA_0027	個人タクシー事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはいけません。	道運10	運賃及び料金の割り戻しの禁止	○
CA_0028	道路運送法の規定では、運賃又は料金の割り戻しはやむを得ない事由があっても禁止されています。	道運10	運賃及び料金の割り戻しの禁止・やむを得ない事由	○

問題No.	問題文	根拠条文等	論点その他	解答
2707_15	道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。	道運10	運賃及び料金の割戻しの禁止・やむを得ない事由	×
CA_0029	道路運送法の規定により、運賃及び料金の割戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業の場合は適用除外となっています。	道運10	運賃及び料金の割戻しの禁止・個タク	×
2807_27	道路運送法の規定では、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割戻しが認められています。	道運10	運賃及び料金の割戻しの禁止・得意客	×
2811_29	道路運送法の規定では、一般旅客自動車運送事業者は、旅客が得意客であると認められる場合であっても、收受した運賃又は料金の割戻しは禁止されています。	道運10	運賃及び料金の割戻しの禁止・得意客	○
2703_14	事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合であっても、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることはできません。	道運10	運賃及び料金の割戻しの禁止・特約	○
2711_13	事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。	道運10	運賃及び料金の割戻しの禁止・特約	×
2411_05	一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更しようとするときはその30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。	道運11 I	運送約款の変更・認可申請の時期	×
2211_28	運送約款に定める事項の1つとして、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項があります。	道運11 I、道運施規12②	運送約款の記載事項・運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項	○
CA_0030	運送約款には、運賃及び料金の收受の方法について定めなければなりません。	道運11 II ②	運送約款・運賃及び料金の收受の方法	×
2907_35	事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。	道運11 II ②	クレジットカード	×
CA_0031	運賃及び料金の收受に関する事項については、運送約款に定める必要はありません。	道運11 II ②	運送約款・運賃及び料金の收受に関する事項	×
1811_17	個人タクシー事業者の運送約款には、運賃及び料金の收受に関する事項も定めなければなりません。	道運11 II ②	運送約款・運賃及び料金の收受に関する事項	○
2003_34	個人タクシー事業者の運送約款には、運賃及び料金の收受に関する事項を定める必要はありません。	道運11 II ②	運送約款・運賃及び料金の收受に関する事項	×
CA_0032	一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を定める必要はありません。	道運11 II ②	運送約款・運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項	×
2803_14	一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、少なくとも運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項が明確に定められていなければなりません。	道運11 II ②	運送約款・運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項	○
2907_14	事業者の運送約款には、運送の引受けに関する事項を定める必要はありません。	道運11 I、道運施規12③	運送約款の記載事項・運送の引受けに関する事項	×
2703_30	個人タクシー事業者の運送約款には、運送の引き受けに関する事項を定めなければなりません。	道運11 I、道運施規12③	運送約款の記載事項・運送の引受けに関する事項	○
CA_0033	個人タクシー事業者が営業所で運送契約を結ぶことは道路運送法の規定により禁止されています。	道運11 I、道運施規12③	運送契約の締結場所	×
CA_0034	個人タクシー事業者がいわゆるタクシー無線を設置しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。	道運11 I、道運施規12③	タクシー無線の設置	×
2911_07	一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期については定める必要はありません。	道運11 I、道運施規12③	運送約款の記載事項・運送の引受けに関する事項、運送責任の始期及び終期	×
2307_29	一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。	道運11 I、道運施規12③	運送約款の記載事項・運送の引受けに関する事項、運送責任の始期及び終期	○
1911_27	一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項には、運送責任の始期及び終期が含まれています。	道運11 I、道運施規12④	運送約款の記載事項・運送責任の始期及び終期	○

個人タクシー法令試験データベース（体系順）

発行日 平成30年2月3日  
著者 aimoto (<http://daiichij.s17.xrea.com>)  
発行者 同上  
印刷 製本直送.com  
頒価 700円